

令和6年7月19日	資料 1
第5回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	

# 一般定期健康診断における 女性の健康課題に関する議論の概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

# 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要①

## 1. 対象となる健康事象の健診を行う意義について 業務起因・業務増悪があるのか。

### <一般健康診断の対象となる健康事象について>

- 作業関連疾患として、夜業・セデンタリーワークは可能性があるとされたとあるが、特定の業務に従事している人の業務起因性・業務増悪性が関心事であるならば、特殊健康診断の枠組でやるべきではないか。
- 少数の方が行う業務は特殊健診でよいと思うが、かなり幅広い方が行っている業務については一般健診でカバーした方が効率的だと思う。夜勤以外に、このセデンタリーワークというものをどう考えるか。今やセデンタリーワークが、大半の人が働いている業務だとしたら、一般健診で取り扱うという考え方もあるかと思う。

### <業務との関係性について>

- 一般健診においては、業務起因に過度に捉らわれるべきではない。職場健診の受診をきっかけとして、職場で適切な対応を取ることができれば、業務による症状の悪化を防ぎ、就労継続を諦めてしまう女性を減らすことにもつながるものと考える。
- 業務起因性と業務増悪性をセットにするかどうかという問題があるが、やはり一般健康診断の本来的なあり様としては両者をセットとして、業務起因性もあり、業務増悪性もあるものに安衛法では限るべきではないか。特定健診では業務増悪性はあるかもしれないが、業務起因性が明確にない場合でも、対象疾病として一定程度整理されているのではないかと理解しており、そうしたことから、幅広く省令事項として問診を入れることについては、慎重な議論が必要ではないか。
- 単一の要因で業務が起因するという職業病のことをやっているわけではなくて、そもそも病気の発症又は増悪の原因が多因子であって、その一部が作業と関連をするものという作業関連疾患のことを対象としている。だから業務起因性と業務増悪性というところだけ抜き出すと、多分、言葉が足りていない。多因子の中の一部だということが足りていないので、議論が難しくなっているのではないかと思う。

## 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要②

### 1. 対象となる健康事象の健診を行う意義について 業務起因・業務増悪があるのか。

#### <健診実施後の対応の重要性について>

- 月経困難症にしても、更年期症状にしても、女性の職場での活躍を阻害する要因にはなると思うので、ある程度、評価をするということは必要なのかもしれないが、評価するからにはアフターケアができるかどうかという問題があるので、単に評価するだけという点では問題がある。
- 中小企業も含めてきちんと問診後のアフターケアができるのか。あるいは職場の環境調整ができるのかという問題があるかと思うので、その職場のエアアネスを上げる。理解を上げるということと、その労働者がしっかりとその問題を理解して、共通の認識を持つ。そういう教育のほうがまずは大事で、そういうことをしっかりやった上で導入を考えるというのが、順番としては適切なのかと思う。
- 健康診断は誰が誰のために行うのか、という大きな問題がある。健診を外注していると、事業者経由で健診結果を見る産業医には細かい問診内容やどの問いに何と答えたのかが分からないので、単に女性関連問診で有所見とだけ返ってくると、受診指示ぐらいしか対応できず、他に何をすればいいのかが分からない危険性があると思う。併せて女性特有の健康問題があるというリスクコミュニケーションとして従業員への教育も大切。女性特有の健康問題は、今のところ保険者の課題ではないということなら、事業者の労働施策上の課題と位置付けるのか、受診者のうち高リスクの当事者にリスクを伝えることが目的なのか、相当に悪いときだけ就業措置が必要となるのかなど、健康診断の目的のベクトルがどこに向いているのかということに影響を受けるかと思う。

# 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要③

## 2. 健診方法について

健診方法として問診が適切か。

### <問診の位置づけ、具体的質問項目について①>

- 仮に問診を行うこととした場合、労働者の知られたくない権利を確保できるように一般健康診断問診票を用いる。任意に問診に回答した労働者に対しては、健診当日に医師が症状を確認しながら、適宜、受診勧奨を行う形がよいのではないか。
- 自分がそのことについて相談していいかどうか分からない方からすれば、余り細かな内容について聞くことは難しいものの、「何か健康について相談したいことがありますか。」よりは、もう少し具体的な言葉を入れたほうが良いのではないか。
- 問診項目については、一般健康診断問診票質問31番、「何か健康について相談したいことがありますか。」をもう少し具体的に、月経や更年期症状等の女性特有の健康課題のために、仕事に支障が出ることがありますか、そのようなことを聞いていいかよく分からないが、直接そういうことを聞いて、「はい」と答えた方に、婦人科を受診してはどうかということをお勧められたらと思う。
- 問診の内容について、女性特有の健康課題についてお悩みがあり、支援や配慮が必要だと思いませんか、というような表現が一番妥当かと思った。
- 一般的に問診の場で、時間の限られている所で最低限必要なことについて伺いたいなと思ったならば、困っていることがありますか、それについて職場で配慮してほしいと思っていますか、ほとんどその2点に限るのではないか。

# 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要④

## 2. 健診方法について

健診方法として問診が適切か。

### <問診の位置づけ、具体的質問項目について②>

- 女性の健康、特に月経困難症等で一番難しいのは、本人が自分の月経困難症を疾患だと思わない、むしろ自覚症状がないというように捉えてしまうということが非常に問題であると。やはり問診をするとすれば、本人が病気だと思っていないことをうまく聞き出すということが必要で、本人の自覚が強かったら、勝手に受診するのではないかということもあるので、そういった観点が必要かと思う。

### <問診後の健診機関の医師の判断、事業者への情報提供等について>

- 事後措置をどのようにするのか、今のような範囲でいいのかということについてだが、きちんとした対応ができないと問診で聞くだけということになると、受診者の方の満足感も得られないので、事後措置というのか分からないが、その後の対応をどのようにするのかということについては、是非検討していかなければいけないと思う。
- 事業場での対応が問診だけに限らず、事業場でどう対応できるのかということについても併せて検討して、示していただくことがいいのかと思う。
- 健診結果を健診担当医から産業医にうまく伝わるのかという懸念があった。いくつかの健診機関に聞いてみたところ、問診で相談があった場合、その内容は、医師の判断によって最終的に自他覚症状に記載される状況ということのようで、そうすると、その後の事後措置が決定されていくということになると思うが、そこに記載するかについては、本人に確認しているようで、相談した内容の全てが健診結果の個人票に記載されないという状況がある模様。

# 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要⑤

## 2. 健診方法について

健診方法として問診が適切か。

### <巡回健診・健診後の受診勧奨等運用上の課題について>

- 巡回健診について、事業場で行う健診でどれほどのことができるのかというところについては、是非御認識いただきたい。
  - ・まず時間が限られていること、
  - ・それから、巡回健診の相談事項を医師が受けることになると思うが、そこについてもプライバシーを守れるように留意はするけれども、それぞれの事業場の場所の問題などもあり、難しいこともある。
  - ・それから、問診内容を確認する健診診察医は、ほぼ婦人科以外の医師であるということで、受診につなげるべきという話があったが、誰もがすぐに受診の可否を判断できるようなものになるのが望ましいと思っている。そのような少し巡回健診での制約というところも念頭におき、今後の議論を進めていただければと思う。
- 何かの配慮が必要、問題があるというように覚知したときに、職場がそれを全て受診勧奨されても、地域によっては婦人科、産婦人科のマンパワーに欠けるような所で、かなりの距離を時間を掛けて受診しなければいけないような所もある。そういう所については、どうしたらいいのかという悩みが非常に大きくなるのではないかと危惧している。

### <健診の場を活用した啓発等について>

- 質問票に入るかどうかは別として、健診の機会にセルフチェック、あるいは気付きの機会として、直接つなげられるれたらいいと思う。セルフチェックするための資材などが欲しいかどうかを質問してはどうか。例えば月経困難症等に対するセルフチェックのようなものが欲しいかどうか、更年期障害についてのそういうものが欲しいのかどうか、その場合、自分が有所見かということより、内容に興味があるかみたいな形なので、プライバシーの保護もできる。
- 気付きを促すという観点では、ストレスチェックの枠組み、あとはTHP、特定健康診査など、より適した枠組みがあるかと思うので、その辺りまで含めて検討していただいたらいいのではないかと考えている。

## 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要⑥

### 3. 事業者が行うべきことについて 事業者が健診後に行うべきことは何か。

#### <労働安全衛生法第66条の5に基づく健康診断後の事後措置について>

- 今は大臣告示の指針で、健診の事後措置が通常勤務可と就業制限と要休業しかないが、女性項目などは要治療や要指導という範ちゅうのように思う。治療や保健指導内容を受けて、受診継続や指導内容を守っていれば通常勤務可というカテゴリを作らないと、事後措置に結び付くという点がカバーできないと思う。
- 事後措置をどうするかについては、現行の事後措置をもう少し柔軟に捉えて拡充していくということも必要と考える。
- 事後措置の内容の拡充については、今回の問題だけでない広がりのあるテーマであり、一般健康診断の制度全体の事後措置のスキームの中で、慎重に検討すべきと思う。

#### <労働安全衛生法第66条の5 以外の取り組みについて①>

- 女性の健康関連項目を任意で問診に含めている企業の取組として、①女性労働者に医療機関の受診を勧奨する、②上長への相談を促す、③女性の健康に関するセミナーを開催するといった事例が見られる。問診項目の議論とは別に、このような内容も含めて企業の取組が広がるアプローチについても、本検討会の範ちゅう外かもしれないが、考えていくことが重要だと思うし、逆に、健診後の措置として、就業上の措置に直結させるのではなく、これらの内容も含めて幅広く議論していくことが必要ではないか。
- 啓発等の教育を推奨する周辺整備について、安衛法の枠組みや今回の健診項目の検討会の範ちゅうから外れるかもしれないが、健康経営的なアプローチとの連携の中で考えていくことが有用ではないかと考えている。
- 女性の健康管理について、周囲の理解と協力が必要だということは、女性に限らず男性も含めて、健康課題について話し合いやすい職場環境の整備、就業上の措置も含めて人事担当者や管理職等を対象にした研修、普及啓発が重要であると思う。

## 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要⑦

### 3. 事業者が行うべきことについて 事業者が健診後に行うべきことは何か。

#### <労働安全衛生法第66条の5 以外の取り組みについて②>

- 「事業者が行うべきこと」についてという、「行うべき」というところに対して、少し議論が狭まる可能性があるのではないか。特に中小企業の場合、行えることをしっかり把握しなければならないし、今後、行うことで期待されるということもあると思う。
- 受診勧奨が重要ではないか。立石班研究資料でも、多くの女性労働者が医療機関を受診されたことがないという回答が示されており、月経に関することで76.1%、更年期に関することで88.1%の方が受診されていないという。医療機関を受診して必要な投薬を受けることで、救われる女性労働者は多いのではないかという印象を持っている。

## 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要⑧

### 4. 健診費用について 費用増大が見込まれるか。

- 問診にこういう項目を追加するということであれば、大きな変更はないと思っている。

# 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要⑨

## 5. 健康情報の把握について

労働者の知られたくない権利をどう考えるか。

- いろいろなほかの疾患でも知られたくない権利があるかと思うが、なぜここに女性に特化してこの知られたくない権利というのは、何を指しているのか。ジェンダー平等の観点からあまりここを強調するのはどうなのか。
- 女性の方なかなか言い出しにくいということもあるが、それを放置するばかりに疾患を増悪させるということをよく見受けているので、そういった観点もよく検討に入れていただきたい。
- 女性労働者のプライバシーの確保の必要性については、これまでの議論でも複数の委員から御指摘があった。事業者には知られたくないことで、様々な仕組みがスタックしてしまう可能性があることを踏まえると、通知による問診が考えられると思う。
- ストレスチェックと同じような考え方の枠組みで、どちらもプライバシーについて大変機微なところがあるので、そういう枠組みで考えていただければと思っている。
- 基本的に全ての健康情報は個人情報として配慮すべきだけれども、それを上回る事業者が責任を果たすべき内容であることをもって、初めて事業者はその情報を取るという正当性を持っているという意味で、本当にここで女性の健康情報を取るという、個人情報を事業者が知るといえる意味はあるのか、又はそういう権利があるのかという立場で順番に議論していかないといけない。

# 一般定期健康診断における女性の健康課題に関する議論の概要⑩

## 6. その他

- 健康診断の実施に関する通達というのは、例えば省略要件や医師の判断により追加が望ましい項目とか、今、いろいろな所に散らばっている。恐らく健康診断実施指針を作らないと、誰も全体像が理解できずに、その結果、誰も守れないという世界になっているのではないかと思うので、今回、もし問診票の中に何か加えて、それをどう扱うかということを入れるとしたら、複雑化せずに、むしろ単純化して、皆さんが理解して守れるように是非していただきたい。
- 健診診察医の資質向上も重要かと思っており、健診機関としては、そういうところにも今後は取り組んでいきたい。
- がん検診が対象外というのは重々理解しているが、婦人科検診を受けた際にその場で相談ができると思うので、事業場で婦人科検診を受診しやすい環境整備もお願いしたい。
- 更年期障害については、男性も女性と同様に実施してほしいとのニーズがあることをあらためて申し上げておく。
- 男性の更年期障害への対策を軽視するわけではないが、問診への追加については、慎重に考えなければならないと思う。